

著作権制度審議会答申

才五 法定許諾制。強制許諾制

一 著作権者不明等の場合の法定許諾制

著作権者不明、著作権者の居所不明等の理由によつて著作権者と連絡することができない場合に、文部大臣の裁定を受けて著作物を利用することができるものとする制度は、すべての場合に、文部大臣の定める償金を供託すべきものとして、維持することとする。

二 放送に関する強制許諾制

放送事業者が著作権者との協議調わない場合に、文部大臣の定める償金を支払つて著作物を放送することができるとする制度は、維持することとする。

三 レコードに関する法定許諾制

1 音楽的著作物の録音権は、最初の録音物が発行されて一定期間経過後は、広く解放されることが必要と考えられる。

2 このような状態は、法的措置によるまでもなく、関係当事者間における自主的な措置と、録音権仲介機関による管理の制度の整備とによつて、すみやかに実現されることを期待する。

3 上記の一定期間としては、諸般の事情を勘案すれば、三年間が相当である。

4 関係当事者の自主的措置によつては、前記1の状態の実現が期待できない場合は、録音権の解放について、何らかの法的措置を講ずることを考慮すべきものとする。

5 なお、右の法的措置としては、次の万途が考えられる。

録音物の発行後三年を経過した著作物の録音について、レコード製作者と著作権者との間に協議が調わない場合は、レコード製作者は、文部大臣の定める償金を支払つて、著作物を録音し、その録音物を発行することができるものとする。

著作権制度審議会答申説明書

第五 法定許諾制・強制許諾制

一 著作権者不明等の場合の法定許諾制

著作権者不明、著作権者の居所不明等の理由により、相当な努力を払っても著作権者と連絡することができない場合において、適法に著作物を利用できる方途を講ずることは、公益上の見地からも必要であり、かつ、社会的にも妥当なものと認められる。よって文部大臣の裁定を受けて著作物を利用することができるものとする現行の制度（法定許諾制）を維持することとし、また、将来において著作権者が著作物の利用の対価を確実に受領することができるようにするために、利用者は、すべての場合に文部大臣の定める額の償金を供託すべきものとした。

供託された償金を受け取るべき著作権者が現れない場合に、償金が国庫に帰属することとなる現在の取扱いを改めて、償金を供託者が受取ることができるようにし、ないしは文化目的に効果的に使用するための方途について検討の余地がある。

なお、この制度は、著作権者と協議することができない場合において、著作物を適法に利用しようとする方途を設けるにすぎないものであるから、制裁を科してまでこの制度の利用を強制する必要はない。

二 放送に関する強制許諾制

放送事業者と著作権者との間の協議が調わない場合に、文部大臣の裁定を受け、かつ文部大臣の定める額の償金を支払って、著作物を放送することができるものとする現行の制度（強制許諾制）は、今日における著作権行使の実態および従来の実績からみて、これを維持する必要があるとする考え方もあるところであるが、放送の公共性を考慮し、著作権者の権利濫用に対処するための制度として、なお、維持してさしつかえないものとした。

三 レコードに関する法定許諾制

1 適法に音楽の著作物が録音されたレコードが発行された場合には、他のレコード製作者は、一定の使用料を支払えば著作権者の許諾を得ることなくその著作物を録音することができるものとする制度（法定許諾制）等、特定のレコード製作者による音楽の著作物の独占を防止するための立法例は、英、米、西ドイツ等において、古くから見られるところである。

このような制度を持たない国においても、音楽の著作物の録音権は、通常録音権の仲介機関によって集中的に管理され、所定の使用料を支払う限り、すべてのレコード製作者に対し、平等に使用が許諾されているのが実態である。

ところで、わが国においては、現行法制以来、前記のような制度は設けられなかったことがなく、また、いわゆる作家専属制として知られている特殊な契約が、レコード製作者と音楽の著作物の著作権者との間に広く行なわれているため、仲介機関の管理は行なわれていて、いわゆる専属作家の著作物については、専属関係にあるレコード製作者がその録音を独占する結果となっている。このような状態は、音楽文化の向上という見地からすれば望ましいものではなく、特定のレコード製作者が長期間にわたり録音を独占することがないよう、少くとも最初の録音物が発行されて一定期間経過後は、すべてのレコード製作者がその著作物を使用できるように改善されることが必要である。

2 このような改善については、現行レコード製作者相互間ならびにレコード製作者と専属作家との間において従来の契約慣行を改めるよう話し合いが進められていることも考え、法的措置によるまでもなく、関係当事者間における自主的な措置と、録音権仲介機関に対し使用対価義務を課すこと等仲介業務制度の整備とによって、それがすみやかに実現されることを期待するものとする。

3 レコード製作者による独占的録音の排除は、作家専属制とは、一応、別個の問題であり、かりに法定許諾制を採用した場合においても、作家専属制は、作品の優先提供制等として存続せしめるものではあるが、このような措置が、現在の作家専属制の内容及びその影響と、数十年来の専属制によって培われてきた慣行をも考慮し、上記の一定期間は三年とし、最初の録音物発行後三年間は、そのレコード製作者が独占的に録音する余地を認め、現状にあまりに急激な変更の生じないよう配慮することが適当である。

4 以上のように、レコード製作者が長期間にわたり録音を独占することの防止については、まず当事者間の自主的な措置にまつべきものとしたが、それによっても、1に述べた状態の実現が期待できない場合には、法的措置を講ずることを考慮すべきである。

5 なお、右の法的措置としては、いわゆる法定許諾制によらず、著作権者との協議をまず行なうものとし、レコード製作者は、著作権者との協議不調の場合において、文部大臣の定める額の償金を払って、著作物を録音し、その録音物を発行することができるものと措置することが考えられる。この場合、この措置は、改正新法施行後において最初の録音物の発行が行なわれた著作物について適用するものとする。